

明治三十年法律第二十九号

砂防法

第一章 総則

第二章 土地ノ制限及砂防設備

第三章 砂防ニ関スル費用ノ負担、土地所有者ノ權利義務並收入等

第四章 警察、監督及強制手続

第五章 補則

第六章 附則

第一章 総則

第一条 此ノ法律ニ於テ砂防設備ト称スルハ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テ治水上砂防ノ為施設スルモノヲ謂ヒ砂防工事ト称スルハ砂防設備ノ為ニ施行スル作業ヲ謂フ

第二条 砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地ハ国土交通大臣之ヲ指定ス

第三条 此ノ法律ニ規定シタル事項ハ政令ノ定ムル所ニ從ヒ国土交通大臣ノ指定シタル土地ノ範圍外ニ於テ治水上砂防ノ為施設スルモノニ準用スルコトヲ得

第三条ノ二 此ノ法律ニ規定シタル事項ニシテ砂防設備ニ関スルモノハ政令ノ定ムル所ニ從ヒ第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ存スル政令ヲ以テ定ムル天然ノ河岸ニシテ災害ニ因リ治水上砂防ノ為復旧ヲ必要トスルモノ（著シキ欠壞又ハ埋没ニ係ルモノニ限ル）ニ準用ス

第二章 土地ノ制限及砂防設備

第四条 第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テハ都道府県知事ハ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スルコトヲ得

前項ノ禁止若ハ制限ニシテ他ノ都道府県ノ利益ヲ保全スル為必要ナルカ又ハ其ノ利害關係一ノ都道府県ニ止マラサルトキハ国土交通大臣ハ前項ノ職權ヲ施行スルコトヲ得

第五条 都道府県知事ハ其ノ管内ニ於テ第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ヲ監視シ及

其ノ管内ニ於ケル砂防設備ヲ管理シ其ノ工事ヲ施行シ其ノ維持ヲナスノ義務アルモノトス

第六条 砂防設備ニシテ他ノ都道府県ノ利益ヲ保全スル為必要ナルトキ、其ノ利害關係一ノ都道府県ニ止マラサルトキ、其ノ工事至難ナルトキ又ハ其ノ工費至大ナルトキハ国土交通大臣ハ之ヲ管理シ、其ノ工事ヲ施行シ又ハ其ノ維持ヲ為スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ其ノ砂防設備ニ因リ特ニ利益ヲ受クル公共団体ノ行政庁

ニ對シ其ノ工事ノ施行又ハ其ノ維持ヲナスコトヲ指示スルコトヲ得

本条ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ此ノ法律ニ依リ都道府県知事ノ有スル職權ヲ直接施行スルコトヲ得

第七条 都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共団体ノ行政庁ニ對シ砂防工事ノ施行又ハ砂防設備ノ維持ヲナスコトヲ指示スルコトヲ得

第八条 他ノ工事、作業其ノ他ノ行為ニ因リ砂防工事ヲ施行スルノ必要ヲ生スルトキハ都道府県知事ハ其ノ行為ヲナシタル者ヲシテ其ノ工事ヲ施行シ又ハ其ノ砂防設備ノ維持ヲナサシムルコトヲ得

第九条 行政庁ハ砂防工事ノ請負ヲナスコトヲ得ス

第十条 砂防工事ノ請負ノ制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一条 第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ地租其ノ他ノ公課ヲ減免スルコトヲ得

第十一条ノ二 都道府県知事ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ砂防ノ台帳ヲ調製シ之ヲ保管スベシ

砂防ノ台帳ハ砂防指定地台帳及砂防設備台帳トス

第三章 砂防ニ関スル費用ノ負担、土地所有者ノ權利義務並收入等

第十二条 第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ノ監視及砂防設備ノ管理、維持並砂防工事ニ要スル費用ハ都道府県ノ負担トス

第十三条 砂防工事ニ要スル費用ニ付テハ国库ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ二分ノ一ヲ負担ス但シ当該砂防工事ガ災害ニ因ル土砂ノ崩壊等ノ危険ナル狀況ニ對処スル為ニ施行スル緊急砂防事業ニ係ルモノナルトキハ三分ノ二当該砂防工事ガ再度災害ヲ防止スル為ニ施行スルモノニシテ又ハ火山地、火山麓若ハ火山現象ニ因リ著シキ被害ヲ受クルノ虞アル地域ニ於テ施行スルモノニシテ災害ニ因ル土砂ノ崩壊等ノ危険ナル狀況ニ對処スル為ニ施行スル緊急砂防事業ニ係ルモノ以外ノモノナルトキハ十分ノ五・五ヲ国库ノ負担割合トス

工事費用精算ノ上予算ヨリ減スルコトアルモノ既ニ交付シタル金額ハ之ヲ還付セシメサルコトヲ得

災害ニ因リ必要ヲ生シタル砂防工事ニ要スル費用ハ本条ニ依ルノ限ニ在ラス

第十四条 第六条ニ依リ国土交通大臣ニ於テ砂防設備ノ管理及維持ヲナシ又ハ砂防工事ヲ施行スル場合ニ於テハ其ノ費用ハ国库ノ負担トス

前項ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ都道府県ヲシテ砂防工事ニ要スル費用ノ三分ノ一ヲ負担セシム

第十五条 都道府県知事ハ其ノ管内ノ公共団体ニ砂防ニ関スル費用ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得

第十六条 砂防工事ニシテ他ノ工事、作業其ノ他ノ行為ニ因リ必要ヲ生スルモノナルトキハ其ノ費用ハ工事ノ必要ヲ生スル程度ニ於テ其ノ原因タル工事、作業其ノ他ノ行為ニ関シ費用ヲ負担スル者ヲシテ之ヲ負担セシムルコトヲ得但シ河川法第六十八条ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十七条 砂防工事ニシテ他ノ都道府県若ハ他ノ都道府県内ノ公共団体ニ於テ著シク利益ヲ受クルモノナルトキハ其ノ都道府県若ハ其ノ都道府県内ノ公共団体ヲシテ其ノ費用ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得

第十八条 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ発スル命令ニ依リ行政庁ノ命シタル事項ヲ遵守スル為ニ要スル費用ハ特別ノ規程ヲ設ケタル場合ヲ除クノ外其ノ命ヲ受ケタル者ノ負担トス

国土交通大臣若ハ都道府県知事ニ於テ義務者ノ履行セシメタル力ヲ執行シ又ハ第三者ヲシテ執行セシメタル力ヲ執行シタル費用ハ其ノ義務者ヨリ之ヲ追徴スルコトヲ得

第十九条 公共団体ハ砂防工事若ハ砂防ニ関スル費用ノ為寄付ヲナスコトヲ得

第二十条 公共団体ハ砂防ニ関スル費用ニ付キ私人若ハ其ノ区域内ノ公共団体ニ補助ヲナスコトヲ得

第二十一条 公共団体ハ砂防ニ関スル費用ニ付キ利害關係ノ厚薄ヲ標準トシテ其ノ区域内ニ於テ不均一ノ賦課ヲナスコトヲ得

第二十二条 砂防工事ノ為必要ナルトキハ都道府県知事ハ管内ノ土地若ハ森林ノ所有者ニ命シ補償金トシテ時価相当ノ金額ヲ下付シテ其ノ所有ニ係ル土石、砂礫、芝草、竹木及運搬具ヲ供給セシムルコトヲ得但シ時価ニ関シテ協議整ハサルトキ又ハ所有者不明ナルトキ若ハ其ノ所在不明ナルトキハ都道府県知事ハ相当ト認ムル金額ヲ供託シテ本条ノ供給ヲナサシムルコトヲ得

第二十三条 砂防ノ為必要ナルトキハ行政庁ハ第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地又ハ之ニ鄰接スル土地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ材料

置場等ニ供シ又ハ已ムヲ得サルトキハ其ノ土地ニ現在スル障害物ヲ除却スルコトヲ得

前項ノ適用ニ依リ損害ヲ受ケタル者ハ使用若ハ除却ノ後三箇月以内ニ補償金ヲ請求スルコトヲ得

第二十四条 第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ノ所有者若ハ關係人ハ行政庁若ハ其ノ命ヲ受ケタル私人ニ於テ其ノ土地ニ砂防工事ヲ施行シ又ハ砂防設備ノ維持ヲナスコトヲ拒ムコトヲ得ス

第二十五条 法律、命令若ハ許可認可ノ条件ニ違背シタル工事、設備若ハ工作物ノ管理ニ因リ損害ヲ受ケシメタル者ハ其ノ損害ヲ賠償スヘシ

第二十六条 此ノ法律ニ依リ行政庁ニ於テ下付スヘキ補償金若ハ賠償金ハ其ノ行政庁ノ直接ニ管轄スル公共団体ノ負担トス

第二十七条 砂防設備ヨリ生スル收入ハ都道府県ニ歸ス但シ都道府県知事ハ其ノ收入ヲ第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地若ハ其ノ土地ニ在ル森林ノ所有者又ハ其ノ砂防設備ノ施設者ニ下付スルコトヲ得

第二十八条 砂防設備ニシテ其ノ公用ヲ廢シタルトキハ都道府県知事ハ之ヲ其ノ砂防設備ノ現在スル土地若ハ森林ノ所有者ニ下付スルコトヲ得

第四章 警察、監督及強制手続

第二十九条 第四条ニ依リ国土交通大臣若ハ都道府県知事ニ於テ一定ノ事項ニ對シ許可ヲ受ケシメタル場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ国土交通大臣若ハ都道府県知事ハ其ノ許可ヲ取消シ若ハ其ノ効力ヲ停止シ若ハ其ノ条件ヲ變更シ又ハ設備ノ變更若ハ原形ノ回復ヲ命シ又ハ許可セラレタル事項ニ因リ生スル害ヲ予防スル為ニ必要ナル設備ヲ命スルコトヲ得

第三十条 法律、命令若ハ許可ノ条件ニ違背シタル者ハ行政庁ノ命スル所ニ從ヒ其ノ違背ニ因リテ生スル事実ヲ更正シ且其ノ違背ニ因リテ生スヘキ損害ヲ予防スル為ニ必要ナル設備ヲナスヘシ

第三十一条 都道府県知事ハ第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地監視ノ為並砂防設備管理ノ為其ノ補助機關タル職員ヲ置クヘシ

第三十二条 国土交通大臣ハ砂防ニ関スル行政ニ付キ公共団体ノ行政庁ニ必要ナル指示ヲナスコトヲ得

都道府県知事ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ管内ノ公共団体ノ行政庁ニ必要ナル指示ヲナスコトヲ得

此ノ法律ニ規定シタル事項ニシテ国土交通大臣若ハ都道府県知事ノ認可ヲ要スルモノハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九条及第二十條ニ規定シタル事項並此ノ法律ニ依リ行政庁ニ付与シタル職權ニ関シテハ命令ヲ以テ制限ヲ設クルコトヲ得

第三十三條 他ノ都道府県若ハ他ノ都道府県内ノ公共団体若ハ私人ヲシテ費用ヲ負担セシムル為ニ必要ナル手續ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條及第三十五條 削除

第三十六條 私人ニ於テ此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依ル義務ヲ怠ルトキハ国土交通大臣若ハ都道府県知事ハ一定ノ期限内示シ若シ期限内ニ履行セサルトキ若ハ之ヲ履行スルモ不充分ナルトキハ五百円以内ニ於テ指定シタル過料ニ処スルコトヲ予告シテ其ノ履行ヲ命スルコトヲ得

第三十七條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ関シ保証金ヲ納付セシメタル場合ニ於テハ行政庁ニ於テ直ニ之ヲ其ノ納付ノ目的又ハ過料ニ充用スルコトヲ得

前項保証金ハ他ノ債權ノ為ニ差押フルコトヲ得ス

第三十八條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ私人ニ於テ負担スヘキ費用及過料ハ此ノ法律ニ於テ特ニ民事訴訟ヲ許シタル場合ヲ除クノ外行政庁ニ於テ国税滞納処分ノ例ニ依リ之ヲ徴取スルコトヲ得

前項ノ費用及過料ニ付キ行政庁ハ国税及地方税ニ次キ先取特權ヲ有スルモノトス

第三十九條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ行政庁ニ付与シタル職權ハ行政処分ニ依リ之ヲ強制スルコトヲ得

行政庁ノ許可若ハ認可ニ附シタル条件ニ関シテモ亦本条及前条ヲ準用ス

第四十條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ関シテハ砂防視察ノ職務ヲ有スル官吏ヲシテ命令ノ定ムル所ニ從ヒ警察官ノ職權ノ全部若ハ一部ヲ執行セシムルコトヲ得

第四十一條 此ノ法律ニ規定シタル私人ノ義務ニ関シテハ命令ヲ以テ二百円以内ノ罰金若ハ一年以下ノ禁錮ノ罰則ヲ設クルコトヲ得

第五章 罰則

第四十二條 削除

第四十三條 第二十二條又ハ第二十三條ニ依リ下付すべき補償金額ニ対シ不服アル者ハ行政庁ニ

於テ補償金額ノ通知ヲナシタル日ヨリ六箇月以内ニ訴フ以テ其ノ増額ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ訴ニ於テハ都道府県若ハ市町村知事ハ其ノ施行スル工事ニ係ルモノニ在リテハ國ヲ以テ被告トス

第四十四條 此ノ法律ニ規定シタル国土交通大臣ノ職權ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ一部ヲ地方整備局長又ハ北海道開発局長ニ委任スルコトヲ得

第四十五條 此ノ法律ノ規定ニ依リ地方公共団体が処理スルコトヲサレテイル事務ノ内左ニ掲グルモノハ地方自治法（昭和二十二年法律第六十七號）第二條第九項第一號ニ規定スル第一號法定受託事務（次項ニ於テ第一號法定受託事務ト稱ス）トス

一 第四條第一項、第五條、第六條第二項、第七條、第八條、第十一條ノ第二項、第十五條乃至第十七條、第十八條第二項、第二十二條、第二十三條第一項、第二十八條乃至第三十條、第三十二條第二項、第三十六條及第三十八條ノ規定ニ依リ都道府県ガ処理スルコトヲサレテイル事務

二 第六條第二項、第七條及第二十三條第一項ノ規定ニ依リ市町村ガ処理スルコトヲサレテイル事務

他ノ法律及之ニ基ク政令ノ規定ニ依リ都道府県ガ第二條ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ノ管理ニ関シ処理スルコトヲサレテイル事務ハ第一號法定受託事務トス

第四十六條 削除

第六章 附則

第四十七條 此ノ法律ハ明治三十年四月一日ヨリ施行ス

此ノ法律ヲ施行スル為ニ必要ナル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十八條 第二條ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ在ル從來ノ砂防ニ関シテハ勅令ヲ以テ特別ノ規程ヲ設クル場合ヲ除クノ外此ノ法律ノ規程ニ依ル

第四十九條 第十四條第二項ノ規定ノ平成二十二年度ニ於ケル適用ニ付テハ同項中「砂防工事」トアルハ「砂防工事又ハ災害ニ因ル危険ナル状況ニ対処スル為ニ速力ニ施行スルコトヲ要スルモノトシテ政令ヲ以テ定ムル砂防設備ニ係ル工事」トス

第五十條 國庫ハ当分ノ間公共団体ニ対シ第十三條第一項ニ依リ國庫ニ於テ其ノ費用ニ付テ負担

スル砂防工事ニシテ日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六號）以下社会資本整備特別措置法ト稱ス）第二條第一項第二號ニ該當スルモノニ要スル費用ニ充用スル資金ニ付テ予算ノ範圍内ニ於テ第十三條第一項ニ依リ國庫ニ於テ負担スル金額ニ相當スル金額ヲ貸付ヲナスコトヲ得此ノ場合ニ於テ同項ニ依リ國庫ノ負担ノ割合ニ付テ同項ニ異ナリタル規程ヲ設ケタル法令アルトキハ國庫ニ於テナス貸付ノ金額ハ同項及其ノ法令ニ依リ國庫ニ於テ負担スル金額ニ相當スル金額トス

國庫ハ当分ノ間公共団体ニ対シ予算ノ範圍内ニ於テ第二條ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テナス砂防設備ニ關スル事業（前項ノ砂防工事ヲ除ク）ニシテ社会資本整備特別措置法第二條第一項第二號ニ該當スルモノニ要スル費用ニ充用スル資金ノ一部ヲ貸付スルコトヲ得

前二項ノ貸付金ハ利子ヲ付セズ其ノ償還期間ハ五年（二年以内ノ据置期間ヲ含ム）以内ニ於テ政令ヲ以テ定ムル期間トス

前項ニ定ムルモノノ外第一項又ハ第二項ニ依リ貸付金ノ償還方法、償還期限ノ繰上其ノ他償還ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ニ依リ國庫ニ於テ公共団体ニ対シ貸付ヲナシタル場合ニ於テハ第十三條第一項ニ依リ國庫ノ負担若シ第一項後段ノ法令アルトキハ同條第一項及其ノ法令ニ依リ國庫ノ負担ニシテ其ノ貸付ノ対象タル砂防工事ニ係ルモノニ付テハ其ノ貸付金ノ償還時ニ於テ其ノ貸付金ノ償還金ニ相當スル金額ヲ交付スルニ依リテ之ヲナスモノトス

第二項ニ依リ國庫ニ於テ公共団体ニ対シ貸付ヲナシタル場合ニ於テハ國庫ハ其ノ貸付ノ対象タル事業ニ付テ其ノ貸付金ニ相當スル金額ノ補助ヲナスモノトシ其ノ補助ニ付テハ其ノ貸付金ノ償還時ニ於テ其ノ貸付金ノ償還金ニ相當スル金額ヲ交付スルニ依リテ之ヲナスモノトス

第一項又ハ第二項ニ依リ貸付ヲ受ケタル公共団体ニ於テ其ノ貸付金ニ付キ第三項及第四項ニ基キテ定マリタル償還期限ヲ繰上ゲ償還ヲナシタル場合ニ於テハ政令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外其ノ償還ハ前二項ノ適用ニ付テハ其ノ償還期限ノ到来時ニ於テ之ヲナシタルモノト看做ス

附則（大正一三年七月一八日法律第三号）

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和二十四年五月三十一日法律第一六八号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十八年八月一五日法律第二一三号）抄

1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

2 この法律施行前従前の法令の規定によりなされた許可、認可その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれ改正後の相当規定に基いてなされた処分又は手続とみなす。

3 この法律施行の際従前の法令の規定により置かれていた機関又は職員は、それぞれ改正後の相当規定に基いて置かれたものとみなす。

附則（昭和三十四年四月二〇日法律第一四八号）抄

1 この法律は、国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）の施行の日から施行する。（公課の先取特權の順位の改正に関する経過措置）

7 第二章の規定による改正後の各法令（徴収金の先取特權の順位に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二條第十二号に規定する強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徴収金の先取特權の順位については、なお従前の例による。

附則（昭和三十七年五月一六日法律第一四〇号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を專屬管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条から第八条まで並びに附則第六条

及び第九条の規定による改正後の次の各号に掲げる法律の規定は、当該各号に定める国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この条において同じ。）について適用し、平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十二年度以降の年度に支出される国の負担、平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担及び平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担で平成二十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

一 次に掲げる法律の規定 平成二十二年度の予算に係る国の負担（平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十二年度に支出される国の負担及び平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度に支出すべきものとされた国の負担を除く。）並びに同年度における事務又は事業の実施により平成二十三年度以降の年度に支出される国の負担、平成二十二年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十三年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担及び平成二十三年度の歳出予算に係る国の負担で平成二十三年度以降の年度に繰り越されるもの

イ 砂防法第四十九条の規定により読み替えて適用する同法第十四条第二項

二 略

三 次に掲げる法律の規定 平成二十三年度以降の年度の予算に係る国の負担（平成二十二年以前年度の年度における事務又は事業の実施により平成二十三年度以降の年度に支出される国の負担及び平成二十二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担を除く。）

イ 砂防法第十四条第二項

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日